

不正受給に対するお詫び

この度、弊社が受給した雇用調整助成金が不正受給に該当する可能性があるとして神奈川県労働局より指摘を受けました。その後、神奈川県労働局に詳細な説明を受けたところ、弊社の雇用調整助成金の申請に対する制度の理解不足と神奈川県労働局の意図する雇用調整助成金の申請の仕方の見解の認識の違いに起因して不正受給社と言う大変な不名誉な烙印を押され神奈川県労働局のホームページに弊社の事業社名が公表されてしまったのは、弊社創業 34 年の歴史に対する信頼を大きく毀損する事になり、慚愧の念に堪えません。

ただ、申請の方法の誤りであったものの、受給した雇用調整助成金は本来神奈川県労働局の用途目的である従業員の雇用の存続また事業の存続の為に使用させて頂き、不正なお金は1円たりとも使っていない事、また弊社はイベント関連の仕事の為、新型コロナウイルスの影響を多大に受け、売上もコロナ前の 1/4 に落ち込んで経営の危機であった事は弊社の決算書に基づき神奈川県労働局も認めており、経営者や事業が助成金の不正受給で不当に利益を得るような悪質な事例でない事は神奈川県労働局にも理解をして頂いており詐欺等の刑事事件には至っておりません^{※1}

また不正受給してしまった雇用調整助成金の一部は返還済みであり、現在も毎月神奈川県労働局に返済をしており全額返済の計画を立てております。

弊社の関係各位様また弊社社員、そのご家族様には多大なるご心配とご迷惑をお掛けしました事、深くお詫び申し上げます。今後は二度とこのようなことが無きよう努力を重ねて参りますので引き続きご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※1 不正受給は脱税とは違い、悪質（交際費の増加、経営者の報酬の増取、経営者の個人的な物販（車両等）の購入など）でない限り犯罪（刑事事件）ではありません。